

令和2年度 鳥取看護大学給付型奨学金 交付要項

1. 目的

新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した学生に、経済的支援を行うため、本学独自の給付型奨学金を給付します。

2. 資格要件

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により収入が減少したことにより、下記の公的支援を受けた方（保護者等）で、その公的支援の受給証明書が提出できる方。
 ※公的支援については、下記の表をご覧ください。なお、受給証明書の取得方法、或いは保護者等が受けた公的支援が下記の制度に該当するかわからない等、ご不明な点がありましたら、実施機関へお問い合わせください。
- ② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、主たる家計支持者一人の今年（令和2年）の所得見込みが、昨年（令和元年）の所得と比較して1/2以下となっている方。
 ただし、今年（令和2年）の所得見込み額が、給与所得者は841万円以下、給与所得者以外は355万円以下であること。

※公的支援制度

	制度名	主な実施機関	備考
1	新型コロナウイルス感染症特別貸付 小規模事業者経営改善資金(新型コロナウイルス対策マル経融資)	日本政策金融公庫	事業主の方向け
2	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 生活衛生改善貸付(新型コロナウイルス対策衛経) 新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付	日本政策金融公庫	事業主の方向け
3	危機対応融資	商工組合中央金庫 日本政策投資銀行	事業主の方向け
4	セーフティネット保証4号 セーフティネット保証5号 危機関連保証	信用保証協会	事業主の方向け
5	小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付	(独)中小企業基盤整備機構	事業主の方向け
6	小学校休業等対応支援金(委託を受ける個人向け)	都道府県労働局	
7	緊急小口資金 総合支援資金(生活費)	社会福祉協議会	
8	厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予	厚生労働省 日本年金機構	事業主の方向け
9	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予	地方公共団体	
10	国税・地方税の納付猶予	国税庁 地方公共団体	

3. 奨学金の給付金額

給付総額の上限を200万円とし、一人あたり授業料の半額（40万円）を上限に給付します。
 ただし、高等教育の修学支援制度（授業料減免）を受けている学生は、授業料自己負担額の半額を上限に給付します。

4. 奨学金の募集人数

5名程度。

5. 奨学金の給付時期

令和2年12月を予定しています。

6. 奨学金の申請

奨学金を希望する学生は、令和2年9月30日（水）午後5時30分までに、鳥取看護大学学生係へ申出てください。令和2年9月30日以降に本学所定の申請書をお渡ししますので、申請書に必要な書類を添付の上、提出締切日までに学生係に提出してください。

【申請から決定までの流れ】

- ① 令和2年9月30日までに学生係へ申出
- ② 申請書受取（9月30日以降）
- ③ 申請書と各証明書を学生係へ提出（10月下旬予定）
- ④ 学内審査（奨学生委員会）
- ⑤ 決定（奨学金給付12月予定）

7. 奨学金の決定

奨学金の決定は、奨学生委員会の議を経て学長が決定します。
本人には、学生係より文書で通知します。

8. 奨学金の返還

原則として奨学金の返還は要しないが、次の一に該当するときは、奨学生委員会の審議に基づいて、給付された奨学金の返還を求めることがある。

- ① 学則による懲戒処分を受けたとき。
- ② 申請書および提出書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- ③ その他奨学金を受け取る学生として適正でないと認められたとき。

附 則

この要綱は、令和2年度限りとする。

以 上